

スポーツ権の憲法上の立ち位置

Constitutional standing of sports rights

大岩 慎太郎

福島工業高等専門学校 一般教科

OHIWA Shintaro

National Institute of Technology, Fukushima College, Department of General Education

(2023 年 9 月 1 日受理)

This paper considers whether sports rights can be regarded as fundamental human rights in Japan. In previous attempts to convert sports rights into human rights, the content of sports rights have not been clarified, and since they have attempted to convert sports rights into human rights while remaining abstract, it can be said that it is difficult to convert sports rights into human rights. In the first place, there are many things that can be guaranteed by existing constitutional provisions for sports. We should consider whether the rights and freedoms related to sports can be specifically guaranteed by existing constitutional provisions.

Key words: sports rights, sport, right of personality, fundamental human right

1. はじめに

国民のスポーツへの関心の高まりや欲求の拡大を受け、1964 年の東京オリンピックを契機として、日本のスポーツ振興の基本を定めたスポーツ振興法(1961 年 6 月)が制定された。そこから 50 年を経た、2011 年 6 月にスポーツ振興法を全面改正する形で、「スポーツ基本法」¹⁾が制定された。スポーツ基本法では、「スポーツは、これを通じて幸福で豊かな生活を営むことが人々の権利であることに鑑み、…」(2 条 1 項)とスポーツに対して「権利」という言葉が使われている。このスポーツ基本法の規定を受けて、法文上初めて「スポーツ権」が明記されたとする意見がみられるようになり、また、スポーツ権は基本的人権といえるのかというテーマが論じられるようになった。

さらに近年、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)によるスポーツに関する大会実施および観戦の制限、スポーツ活動の一部制限(教育現場における部活動の禁止・活動制限等)等、スポーツをする権利、あるいはスポーツをする(あるいは観る)機会の確保が侵害されるような状況がみられた。仮に、スポーツ権が基本的

人権であるとするならば、コロナ禍における状況は、国家の要請に従いスポーツ活動が制限された形と捉えることができるため、まさにスポーツ権が公権力によって侵害された状況といえるだろう。

そのような状況から、本稿では、日本におけるスポーツ権の展開をまとめつつ、スポーツ権が憲法上どのような立ち位置をとるものなのかを検討していく。そして、その中で、スポーツ権について、スポーツ権の規範的効果を明確化したうえで基本的人権として捉えるべきなのか、それとも、スポーツ権を人権化するために必要な規範的効果(スポーツ権は何を要求し得る権利であるか)の明確化にこだわるのではなく、スポーツに対する現実的な保障を優先する形で、既存の憲法上の権利・自由の保護領域内でスポーツに関係する権利・自由を個別具体的に保護していくべきなのかを考えていく。

2. 日本におけるスポーツ権の展開

スポーツをする権利というものは、日本において初めて直接明記されたのは、前述の通りスポーツ基本法

(2011 年)であり、それまでのスポーツ振興法(1961 年)では明記されていなかった。そのため、2011 年のスポーツ基本法の施行までは、スポーツをする権利というのは法律上宙ぶらりんの状態であったといえる。ただし、スポーツをする権利については、1975 年の欧州評議会による「ヨーロッパ・みんなのスポーツ憲章(Charter of Sport for All)」において「すべての人は、スポーツをする権利をもつ」(第 1 条)と、また、1978 年ユネスコによる「体育及びスポーツに関する国際憲章(International Charter of Physical Education and Sport)」において「体育・スポーツの実践はすべての人にとって基本的権利である」と明記され、いわゆるスポーツ先進国の欧州ではその権利性が示されていた²⁾。国際憲章上でのスポーツ権の中心となるのは、すべての人がスポーツへアクセスする機会の確保である。

2.1.スポーツ権学説の展開

このような欧州でその権利性を示されているスポーツをする権利(スポーツへのアクセス権)、いわゆる「スポーツ権」と呼ばれるものを、基本的人権として捉えることができるかについての日本での議論の始まりは、永井憲一による論文といえるだろう³⁾。永井は、教育を受ける権利というものを、個々の国民が人間らしく生きられるように社会的基礎を習得する権利と捉え、学校教育において健康な身体を涵養するための体育・スポーツについても教育を受ける権利に根差すものと理解すべきであるとしている⁴⁾。ここでは、憲法 26 条の教育を受ける権利を根拠とする形で、漠然とスポーツに参加することを「スポーツ権」として権利化しようとしている印象である。この永井によるスポーツ権に対する考察の後、スポーツ基本法制定前後においていくつかの論文が見られるようになったが、スポーツ権がいかなる権利内容を持ち、基本的人権と呼べるかどうかについて議論が尽くされたという印象はない。

スポーツ権を基本的人権として捉えようとする試みには、いくつかのパターンがある⁵⁾。一つめは、スポーツ権というものを憲法 13 条の幸福追求権を根拠と

して「新しい人権」としようとするもの、二つめは、憲法 25 条の生存権(健康で文化的な生活をする権利)を根拠として捉えようとするもの、三つめは、憲法 13 条によってスポーツ権の自由権的側面が導かれ、憲法 25 条や 26 条の教育を受ける権利によってスポーツ権の社会権的側面(国家にスポーツ条件の整備を求める等)が導かれるとするものである⁶⁾。この中でも、比較的スポーツ関係者の多くが 13 条を根拠として人権化を試みている傾向がある⁷⁾。

2.2.新たな構造化としての四元論

そのような中で、スポーツ権を多角的に、複合的な権利として捉えようという新たな試みも出てきている。それは、「スポーツ権四元論」という考え方である⁸⁾。スポーツ権四元論では、スポーツ権の構造が 1 つの根拠では、すべてを保障することが難しいという立場から、13 条の幸福追求権をスポーツ権の大前提として、かつ、スポーツを安全に正しく実施するための適切な環境を整備する組織、指導者が必要であり、この部分を保障する根拠として 25 条を前提とする。つまり、スポーツ権の原理として、自由権としてのスポーツ権を 13 条によって、社会権としてのスポーツ権を 25 条によって保障するというものである。加えて、スポーツ権の変容性を捉えたうえで、学校スポーツ領域で現れる学習権・成長発達権としてのスポーツ権を 26 条で、競技スポーツ領域で現れる労働基本権としてのスポーツ権を 27 条で保障していくというものである。スポーツ権を、その原理、学校スポーツ領域、競技スポーツ領域という三つの次元で捉えることによって、具体的権利化可能であるとする。

確かに、スポーツ四元論では、スポーツの広さを考慮しつつ三つの次元で捉えるという形でスポーツ権の権利化をしようとしているが、そもそも競技スポーツ領域における労働基本権の保障は、「スポーツ権」という型押しをして保障することなく、27 条、28 条の規定によって保障可能である。他の基本的人権において保障が及んでいるものまでスポーツ権という構造に入れ

こもうとするのは、スポーツ権の具体的権利内容をかえって不明確なものへとしてしまうのではないだろうか。スポーツを三つの次元で捉えることは可能であるだろう、しかし、その次元で捉えられるべき権利の中には、基本的人権としてではなく、民事上、つまりは法律上の権利として捉えるべきものを含んでいるのではないだろうか。スポーツ権の根拠を拡張し、抽象性を残したまま具体的権利として捉えてしまうと他の基本的人権を制約する危険性が増すと考えられるため、四元論のような構造でのスポーツ権の権利化によって、スポーツ権の権利内容の具体化がなされたというのは難しいと言えるのではないだろうか。

いずれにせよ、様々な形で試みられるスポーツ権の権利化の流れがあるのは事実であるが、その権利化の試みの中で、スポーツ権なる権利が基本的人権として何を保護するものなのかが明確化しきれていないのが現状である。権利化の試みを概観すると、既存の憲法規定上保護されているものの中で、スポーツに係するものを再発見、再発掘し、それをスポーツ権として構築しようとしている印象である。スポーツ権として捉えようとする自由等が、既存の憲法規定で保護されるのであれば、わざわざ「スポーツ権」という形で権利を創設し、特別な保護を与える必要はなくなってしまふのかもしれない。

3. スポーツ権の前提としての「スポーツ」

スポーツ権というものはいかなる内容をもつ権利なのか、この点のある程度具体的に捉えていかなければ、スポーツ権の憲法上の立ち位置も定まらず、スポーツ権自体の考察をすることも難しいと言わざるを得ない。では、スポーツ権が対象とする「スポーツ」とは、そもそも、どのようなものなのかを明らかにしていく必要がある。

スポーツ (sport) という概念は、中世英語の気晴らし、気分転換 (desport) から変化して、近代の各種ゲームを意味するように⁹⁾、スポーツ権の前提となる「スポーツ」というものの自体が非常に広い範囲をとらえるもの

であるといえる。スポーツについて、スポーツ基本法では、「スポーツは、心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得、自律心その他の精神の涵養等のために個人又は集団で行われる運動競技その他の身体活動であり、今日、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営む上で不可欠のもの」であり、さらに「スポーツは、次代を担う青少年の体力を向上させるとともに、他者を尊重しこれと協同する精神、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培い、実戦的な思考力や判断力を育む等人格の形成に大きな影響を及ぼすものである」としている。

スポーツ基本法によるスポーツの定義は、ベルナル・ジレにみられる「遊戯」、「闘争」、「激しい肉体活動」という3つの要素を意識したものとみられるが、現在のスポーツという言葉はより広い範囲を捉えるものとなっている。つまり、スポーツ概念は、「1つは19世紀中ごろのチームスポーツの誕生とその発展以降の身体運動的要素を中心にしながら競争性を楽しむ文化を意味する狭義的概念と、もう1つは非身体運動的競争ゲーム(チェス、碁、将棋、トランプ、e-sport 他)、それに屋外活動などを含む広義的概念」¹⁰⁾という大きく2つの傾向がある。スポーツ概念が広範であればあるほど、それだけスポーツ権が取り扱うべきものは何かという境界自体も広がりを見せてしまう。

結局のところ、スポーツ権の前提となる「スポーツ」概念自体が非常に広汎であり、その具体性を示すことが難しいと言える。

4. スポーツ権の憲法上の立ち位置

前述したようにスポーツ権の前提となるべきスポーツ概念は広汎であり、それがスポーツ権の具体的輪郭を描きづらくしている要因といえる。仮に、スポーツの概念的広さを克服できたとして、次に、スポーツ権がどのような内容をもつ権利なのかということが重要な問題として出てくる。

基本的人権としての「スポーツ権」によって、とりわけ保障しなければならないものは何なのか。例えば、

スポーツに関して想定され得る権利内容には、スポーツをする自由、スポーツを強制されない自由、スポーツ観戦をする自由、任意のチームを応援する自由、スポーツをする場あるいは設備確保の要求、スポーツ指導の際の人格的な保護、スポーツにおける公正・平等の要求など様々なものが想定されるが、これらすべてが「スポーツ権」として憲法上保護されるべきものなのかという点と難しいと言わざるを得ないだろう。

スポーツ権を憲法上どのように捉えていくのかを考えていくとき、既存の憲法規定によって保護されているものまでもスポーツ権の具体的権利内容として捉えようとしている問題がある。既存の憲法規定によって保護されるのであれば、わざわざ新しい人権としての「スポーツ権」で保護していく必要性はない。そうであるとするのなら、既存の憲法規定によって保護されると想定される自由等を、スポーツ権の権利内容から外して作業が必要である。

4.1. スポーツを強制されない自由

憲法とスポーツの関係でいえば、例えば、スポーツを強制されないことを認めた形をとっているエホバの証人剣道実技拒否事件¹¹⁾では、体育実技としての剣道実技について、宗教的な問題、すなわち信仰の核心部分と関わる真摯な理由により剣道実技(スポーツ)¹²⁾をしないことを認めている。当然、当該判例では、「単なる怠学のための」剣道実技の拒否は別として、信教の自由を保障する20条を根拠として、ある種スポーツを強制されないことを保障した形になっている。スポーツをする自由と表裏の関係にあるスポーツを強制されない自由については、そのスポーツを拒否する理由に応じて、既存の憲法規定を用いることで対応が可能ということになる。

4.2. 競技スポーツにおける権利・自由

競技スポーツ、いわゆるプロスポーツに関しては、様々な権利の問題があるが、契約問題や怪我の際の休業補償等多くの場合、民法や労働法の問題として捉え

られるべきものである。その中でも、憲法上関係するものは、労働基本権の問題である。労働者には、憲法上、団結権、団体交渉権、団体行動権が保障されており、プロスポーツ選手は労働組合法上の労働者としてこれらの権利を当然保障されている。例えば、プロ野球の選手会が、当時の近鉄バファローズとオリックスブルーウェーブの球団合併をめぐって、日本プロ野球組織を相手に団体交渉を求める地位にあることの仮処分を求めた事例¹³⁾では、東京高裁は、原決定である東京地裁によって、選手会が団体交渉の主体であると認められた判断¹⁴⁾を引用し、プロ野球選手会が労働組合法上の労働組合であり、団体交渉の主体であるとしている。東京高裁の当該決定により、プロ野球選手会が労働組合であり、その前提としてプロ野球選手が労働者であることが認められた形になっている。

プロ野球選手会に対する上記東京高裁の決定のように、プロスポーツ領域における労働基本権保障は、既存の憲法規定で十分対応可能であるといえる。そうであるならば、スポーツ権に労働基本権に関する内容を盛り込む必要がないと言えるだろう。

次にプロスポーツの場合、その競技を観戦及び応援する自由があるかが問題となる。これについては、プロ野球の私設応援団に対して出された入場券販売拒否と特別応援不許可の撤回を求めた応援妨害予防等請求事件¹⁵⁾での名古屋地裁の判断が重要な事例といえる。当該判例では、原告(入場券販売拒否、特別応援不許可を受けた私設応援団)側が、球場でプロ野球を観戦する権利と応援団方式による応援をする権利について、「球場における野球観戦は、目の前で自らが応援する球団所属の選手の、まさにプロの技を堪能し、ファンが一体となって自らが応援する球団を応援して、球場全体で試合の動向に喜び、ため息を漏らすなど、その臨場感、高揚感は、テレビ視聴等による楽しみ方の比ではなく、単に野球を楽しむこととは別の内実を持った独自の権利利益である」とし、さらに「応援団方式による応援をすることはかけがえのない自己表現あるいは自己実現の場となり、貴重な社会活動あるいは人格形

成の場でもあり、生活の不可欠の一部を構成し生きがいとなっており、憲法 13 条に基づく幸福追求権の一内容をなす人格権ないし法律上保護された利益である」と主張した。それに対して、名古屋高裁は、「主催者の主催の下にそのスポーツを職業とする選手が球場で試合を行い、観客は入場料を支払って球場に入場しその試合を観戦することにより成り立つ私的自治の分野の事柄であって、憲法 22 条、29 条等の規定に基礎を置く経済活動の自由(営業の自由)、契約自由の原則にかんがみると、試合の開催やその内容・態様、観戦契約の締結などを義務付けたり、規制したりする法令がない以上、試合を行うか否か、行う場合には、これをどのように行うか、どのようなイメージのスポーツを目指すか、いかなる範囲の人々に観戦を提供するか、観戦客の雰囲気などをどのようなものにし、どのように観戦環境を調整するかなど、その開催・運営に関する事柄は、専ら主催者がその裁量によって決定することができるものであるし、主催者と観客との法律関係は、基本的に契約自由の原則によって規律されるべきものというべきであり、このことは、プロスポーツの試合において、観客が単なる興行の客体にとどまらず、試合の雰囲気を形成する一翼を担う部分があることによって、左右されるものではないというべきである」と球場でプロ野球を観戦することおよび応援団方式による応援をすること自体に、人格権ないし法律上保護された利益を有することは認められないとした。

つまり、少なくともプロスポーツに関しては、スポーツを見る権利というものを憲法上の権利から除外したものと解することができる¹⁶⁾。

4.3.スポーツにおける平等

スポーツにおいて考えるべき、平等の問題には、性差による大会の参加除外、障害をもつ人や LGBTQ+ のスポーツ参加をめぐる問題、スポーツ時の人種差別的取り扱い等が存在する。このうち、性差や障害の有無等によるスポーツ参加の問題では、合理的な配慮が必要となる場面が当然存在している。男性だからできるス

ポーツであり、女性だからできないスポーツということではなく¹⁷⁾、安全面の観点から男女一緒に行くことが難しい、あるいは障害のある人と障害を持たない人が一緒に行くと危険な事故につながりかねないスポーツでは、生命あるいは身体の保護を優先して、性差や障害の有無によって別異的取り扱いをせざるを得ない形になる¹⁸⁾。そして、そのようなスポーツ領域で起きる別異的取り扱いが、不合理な差別なのか合理的な区別なのかは、平等原則の枠の中で判断されるもので、わざわざスポーツ権の内容に無理やり入れ込む必要がないのである。

次に、人種差別的取り扱いについてだが、こちらも平等原則で捉えるべきものであり、さらに、人種差別的発言、とりわけ、人種若しくは民族に係る属性を有する個人又はその集団に対する誹謗・中傷に関してはヘイトスピーチの問題として議論されるべきものである。

4.4.スポーツ権が捉えるべきもの

スポーツは当然自由に行われるべき行為である。しかし、それらすべての行為を基本的人権として保障するには、ひどく広範であり、具体的権利内容を捉えることができない以上、その内容はある種の限定を受けることは否めない。スポーツ権の権利内容を限定的に捉えようとした場合、上述したような既存の憲法規定等に対応可能な権利・自由やそもそもスポーツ権の内容に加えることが難しい自由等をスポーツ権の権利内容から除外したうえで、憲法は、「スポーツ権」として何を保護するべきなのかを考えていかなければならない。多くの論者が、スポーツ権の根拠としている憲法 13 条、いわゆる幸福追求権をスポーツ権の人権化根拠とすることを前提としたうえで、幸福追求権が、「新しい権利の根拠条文として裁判規範性をもつ総則規定となり、個別条文では規定されていない権利を補充する権能をもつ」¹⁹⁾ものである以上、スポーツ権が捉えるべきものは、他の基本的人権の解釈によって導くことが難しく、かつスポーツに限定して保障されるべき自

由や法的利益である必要がある。

では、スポーツに関係する自由や利益の中で、憲法の個別条文では規定されておらず、解釈によってもカバーしきれないものは何なのか。この点は、非常に慎重な検討をすべきものではあるが、例えば、スポーツをする際のコーチングに関して、人格的な批判、ハラスメントを受けないことに限定して考えることは可能なのではないだろうか。すなわち人格権の一内容として、それらの保護を受けることが、スポーツ権を人権として捉える可能性として残されているのではないだろうか。プロ、アマ問わずスポーツをする者にとって、スポーツをする際に適切な指導を受けることができることを人格的な利益として保護していくという形でスポーツ権を捉えていく。その際、その反射として指導を受けない自由というのもスポーツ権の内容として含まれることになるだろう。

スポーツ権の安易な人権化を望むわけではないが、スポーツを行う際のスポーツ指導者による指導に対して、個人の尊厳を守る意味も含めて、人格権の一内容としてスポーツの際の人格的非難やハラスメントからの保護を求めていくことに限定し、スポーツ権の権利化を目指すことは可能なのかもしれない。

5. 結びにかえて

スポーツが人格形成に影響を及ぼすことは事実であり、スポーツをすることが幸福追求権を実現するための一つの手段であることは確かである。しかし、スポーツ権を現状の不明確な権利内容のまま(規範的効果の明確化が不十分な状態のまま)人権化していくことは、スポーツ権保障という名の下で、既存の自由を制限する可能性が増える危険性があるのもまた事実である。

日本と同じように、基本法上スポーツに関する条項を持たないドイツでは、基本法2条の人格権や9条の結社の自由等をスポーツに関する権利の拠り所としている。また、スポーツ振興政策を見る限り、スポーツの社会的位置づけは高いと考えられるが、「スポーツ権」

と呼ばれる権利を「人権(Menschenrecht)」や「基本権(Grundrecht)」として保障しているわけではない。あくまでも、既存の基本権の保護領域内でスポーツに関係するものを保障しているにすぎないのである。

スポーツ基本法に「権利」という言葉が使われ、スポーツ権が権利化され、さらに、幸福追求権を根拠に人権化されたと安易に考えるのではなく、スポーツに関係する権利や自由を既存の憲法規定の中で具体的に保障していくことが可能なのかを掘り下げていくことこそが重要だと考える。

昨今、各種競技団体が「ガバナンス・コンプライアンスの欠如」、「ドーピング」、「八百長・不正操作」、「反社会的行為」、「暴力・ハラスメント」、「人種差別」、「汚職・腐敗」、「自治・自立に対する外部からの圧力」等のスポーツそのものを破壊する危険性があると考えられる要因からスポーツやクリーンなアスリートを守る目的で「スポーツインテグリティ」という言葉が使われている²⁰⁾。各種競技団体がスポーツインテグリティという言葉の下で守ろうとしているものの多くは、スポーツ権を人権化しようとする試みの中で肥大した権利内容の多くと重なるものである。スポーツ権が捉えようとしている広範な内容をスポーツインテグリティという形で、各種競技団体はその実質的な保障をしようと様々な政策や改革を試みているのである。

各種競技団体がインテグリティという名の下、スポーツの高潔さを取り戻そうと躍起になっている現状において、スポーツ権という甘美な言葉に惑わされることなく、既存の憲法規定がスポーツに対してどのような救済を行えるのか今一度、考え直す時が来ているのかもしれない。

参考文献および注

- 1) 平成23年法律第78号。前文、5章35条、附則から成り、1章で基本理念と基本理念実施のための国および地方公共団体、スポーツ団体の努力義務が定められるなど、スポーツに関して国の制度や政策等の基本方針を明示する法律となっており、条文の多くが努力規定の形になっている(石堂典秀・建石真公子

- 編『スポーツ法へのファーストステップ』（法律文化社 2018年）10-12 頁参照）。
- 2) その後、2015年にユネスコでは「体育・身体活動・スポーツに関する国際憲章」を採択・宣言し、「体育・身体活動・スポーツの実践は、すべての人にとって基本的人権である」と1978年の国際憲章の特徴である「基本的人権と人間の尊厳及び価値への信念」を継承した形となっている。詳しくは、上野秀人「ユネスコの『体育・身体活動・スポーツ国際憲章』の比較検討」弘前大学教育学部紀要第117号（2017年）65-71 頁を参照。
 - 3) 永井健一「権利としての体育スポーツ - 学校教育の健康教育化のために」体育科教育 30(12)1972年12月号55-59 頁
 - 4) 確かに、教育基本法1条において「教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」と示した教育の目的（「心身ともに健康な国民の育成」）実現のための手段として、スポーツが有用だということと言えるだろう。
 - 5) 「人権」としてのスポーツ権を否定する見解もある点、注意が必要である。スポーツ権否定の考え方については、松宮智生「「スポーツ権」の人権性に関する考察」国士館大学体育研究所報 32 卷（2014年）4-5 頁参照。
 - 6) 松元忠士「スポーツ権」法律時報 65 卷 5 号（1993）60-63 頁によれば、「スポーツ権は、その機能的な内容である、体力、健康の増進という点からみると健康権に近いが、運動文化の享受という点からみると教育を受ける権利と同様の文化的生存権である」（62 頁参照）と捉えている。
 - 7) 例えば、尹龍澤「スポーツ権とスポーツ基本法についての試論的考察」創価法学第 34 卷第 3 号（2005年）17-29 頁では、スポーツ権についての具体的内容の細部に争いをのこしたままでも、芦部信喜教授の「新しい人権」として承認されるための基準①特定の行為が個人の人格的生存に不可欠であるか、②その行為が社会が伝統的に個人の自律的決定に委ねられたものと考えているか、③その行為は多数の国民が行おうと思えば行うことができるか、④行っても他人の基本権を侵害するおそれがないかを示したうえで、「「スポーツ権」を「新しい人権」の一つとして構成することはさほど困難ではないように思われる」としている。
 - 8) 宮原翔太郎「スポーツ権の構造—具体的権利性の考察—」国士館法研論集第 22 号（2021 年）1-15 頁
 - 9) 『21 世紀スポーツ大辞典』（大修館書店 2015）5 頁
 - 10) 内海和雄「人間はなぜ、スポーツをするのか（2/2）—スポーツとは何か：本質・構造・機能—」広島経済大学研究論集第 45 卷第 2 号（2022 年）4 頁
 - 11) 最判平成 8・3・8 民集 50 卷 3 号 469 頁
 - 12) 剣道に関しては、「剣道はスポーツに非ず」とする意見もあるが、剣道については歴史的なスポーツ化が行われたと考え、本稿ではスポーツとして扱う。剣道の歴史的なスポーツ化については、坂上康博「GHQ 占領下における剣道—規制、存続、スポーツ化、芸能化の諸相—」一橋大学スポーツ研究 35 卷（2016 年）3-17 頁参照。
 - 13) いわゆる、日本プロ野球機構事件（東京高決平成 16・9・8 労判 879 号 90 頁）。当該事件に至る経緯については、阿部武尊「労働組合日本プロ野球選手会の労使交渉過程—1993 - 2004 年を中心に—」スポーツ史研究第 30 号（2017 年）31-40 頁参照。
 - 14) 東京地裁は、プロ野球選手会が、昭和 59 年 7 月 21 日に結成され、昭和 60 年 11 月 5 日、東京労働委員会より労働組合である旨の認定を受け、同月 19 日、労働組合としての法人登記を行ったこと、選手会と NPB は、平成 16 年 3 月 3 日両者間で誠実に団体交渉を行うためのルールを定めるとともに、FA 資格取得要件緩和する方向で協議する等について合意する協定書を作成し、このルールに従って NPB と選手会との間で、選手の待遇に関すること等についての団体交渉を行ってきたことが認められることを指摘したうえで、選手会が団体交渉の主体であると認めている（東京地決平成 16・9・3）。
 - 15) 名古屋高判平成 23・2・17
 - 16) 仮にスポーツイベントが公的なものであれば、主催者側に認められる契約自由の原則からくる自由裁量の余地は狭くなるとの指摘（桂充弘「観客・サポーター、支える人々と基本法」日本スポーツ法学会編『詳解スポーツ基本法』（成文堂 2011 年）204-213 頁参照）もある点、注意が必要である。
 - 17) スポーツによっては、女性の競技参加の環境整備が進んでいないため、女性競技者の観点からは「男のスポーツ」として認識されてしまうものもあるのは事実である。これらの女性のスポーツ参加や継続の問題に関しては、ジェンダー平等の観点からの考察も必要である。スポーツとジェンダーの関係については、日本スポーツとジェンダー学会『データでみるスポーツとジェンダー』（八千代出版 2016 年）参照。
 - 18) 障害者スポーツの現状や振興政策の課題をまとめたものとして、稲葉慎太郎、青山将己「スポーツ権の観点によるわが国の障害者スポーツの現状と課題」天理大学人権問題研究室紀要第 22 号（2019 年）45-49 頁参照。
 - 19) 西村枝美「一般的行為の自由 - それは何か」長谷部恭男編『講座 人権論の再定位 3 人権の射程』（法律文化社 2010 年）222 頁
 - 20) 日本スポーツ振興センター（JSC）では、スポーツインテグリティについて、「インテグリティとは高潔さ・品位・完全な状態などを意味する用語である。スポーツにおけるインテグリティとは『スポーツが様々な脅威により欠けることなく、価値ある高潔な状態』を指す」と示している。スポーツインテグリティに関して、スポーツコーチングの整備という観点からのものとして、池川哲史「スポーツコーチングにおけるインテグリティに関する社会学的考察」京都学園大学総合研究所所報第 20 号（2019 年）36-47 頁参照。